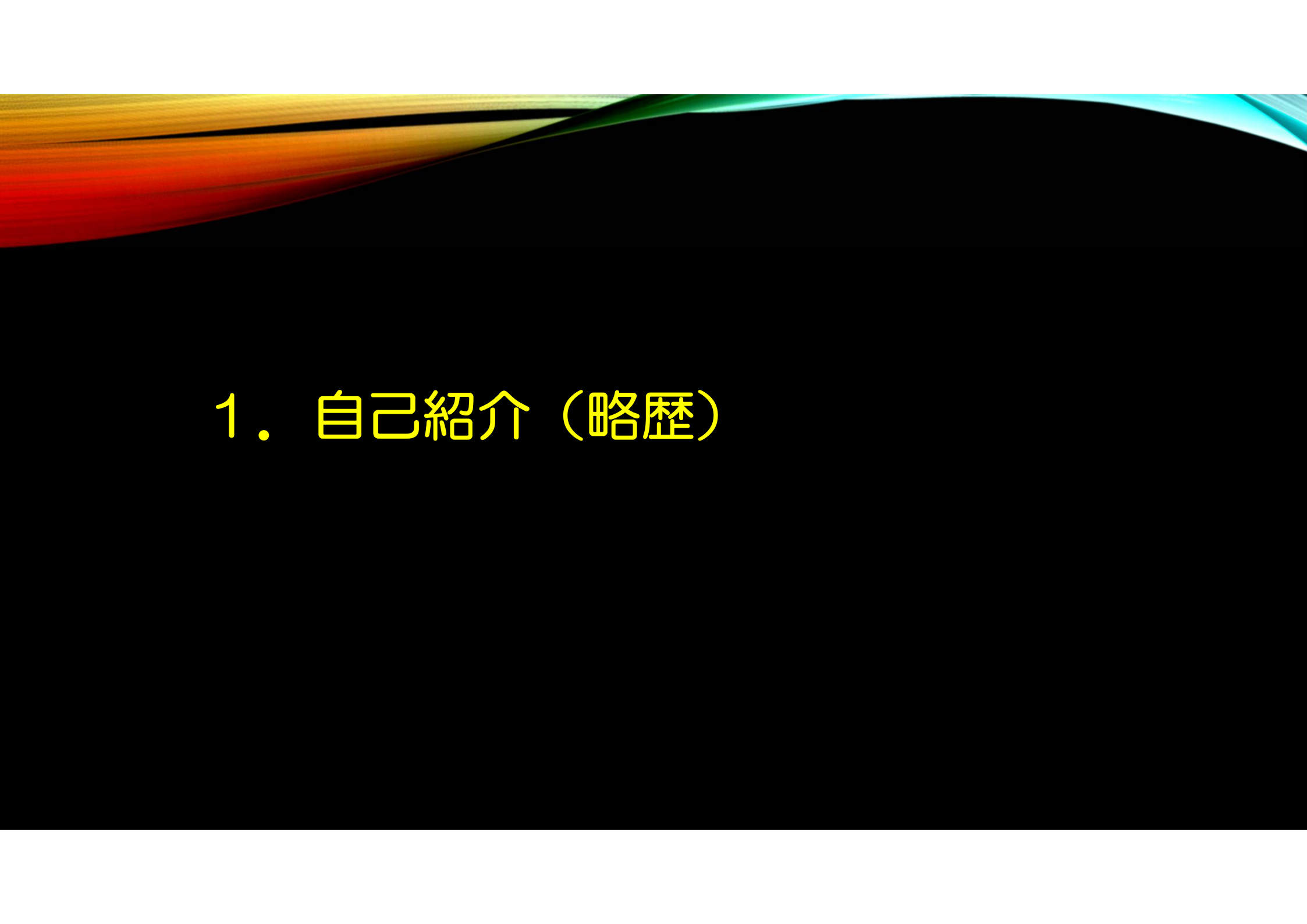


社会福祉法人茨城県視覚障害者協会
茨城県立点字図書館
茨城県立視覚障害者福祉センター
機能と役割

茨城県立視覚障害者福祉センター
歩行訓練士 古川 智行

目次

1. 自己紹介（略歴）
2. 施設の概要
3. 三つの機能と役割
 - 1) 社会福祉法人茨城県視覚障害者協会
 - 2) 茨城県立点字図書館
 - 3) 茨城県立視覚障害者福祉センター
4. ご紹介にあたってお願いしたいこと



1. 自己紹介（略歴）



日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター

- H4年 「茨城県立視覚障害者福祉センター・点字図書館・（社福）茨城県視覚障害者協会」指導員として採用。
- H4年 「第22期歩行指導者（歩行訓練士）養成課程」修了。
- H9年 「第4期リハビリテーション指導者養成課程」修了。
- H16年 社会福祉士（SW）登録。
- H17年 介護支援専門員（CM）登録。
- H19年 精神保健福祉士（PSW）登録。
- 現 在 生活相談事業、中途失明者緊急生活訓練事業、同行援護従業者養成研修講師、雇用管理サポーター登録、協会本部総務等に従事。



2. 施設の概要

① 施設の概要

- 所在地： 水戸市袴塚
- 設置年： 昭和48年4月
- 設置者： 茨城県
- 設置根拠： 茨城県条例
- 構造： 鉄筋コンクリート造
2階建て（501.6m²）
- 職員数： 正職員 6名
臨時職員 3名



② 事業運営に関する根拠法と役割

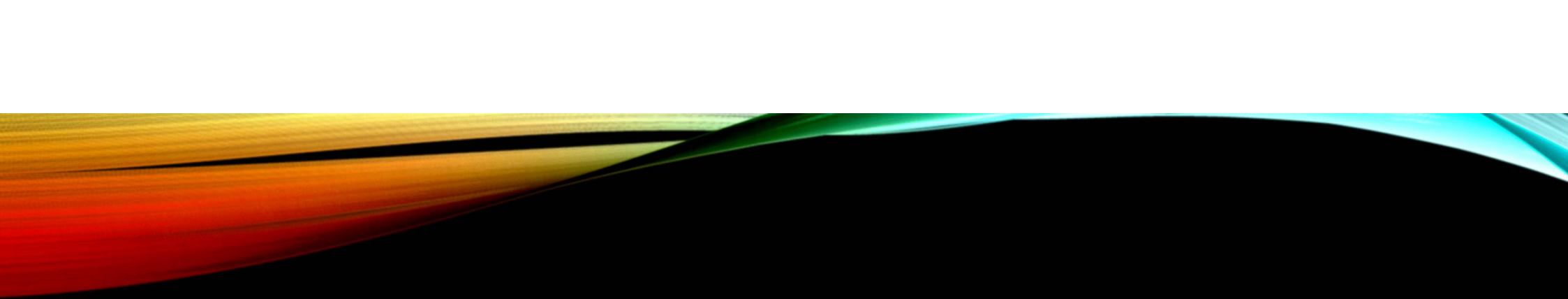
- 身体障害者福祉法第34条に規定
 - 「視覚障害者が利用する情報を提供するための設置と運営基準」について定める。
- 具体的な内容
 - ① 点字刊行物、録音物の製作・提供 （＝ 点字図書館の役割）
 - ② 点訳・音訳者の養成・派遣 （＝ 点字図書館の役割）
 - ③ その他、厚生労働省令で定める便宜の供与
 - 身体障害者が日常生活や社会生活を営むために必要な、点字、歩行、残存視力を活用する訓練、家事訓練、福祉用具及び情報機器を使用する訓練 （＝ 視覚障害者福祉センターの役割）

③ 施設の管理・運営に関する根拠法

- 平成18年4月から「地方自治法」及び「社会福祉施設等に関する設置及び管理に関する条例」の規定に基づく“指定管理施設”として、社会福祉法人茨城県視覚障害者協会が管理・運営を行う。

【指定管理施設（指定管理者制度）とは？】

- 公共施設の管理・運営を、地方自治体の指定を受けた民間業者やNPO等が代行する制度。平成18年9月までに外部委託の公共施設すべてに原則導入が義務付けられた。



3. 三つの機能と役割

- 1) 社会福祉法人茨城県視覚障害者協会
- 2) 茨城県立点字図書館
- 3) 茨城県立視覚障害者福祉センター

1) 社会福祉法人 茨城県視覚障害者協会

- 視覚障害者を中心とした当事者組織。
- 組織構成：

理事	9名	(任期2年)
監事	2名	(11 2年)
評議員	11名	(11 4年)
評議員選任解任委員	3名	(11 4年)
- 地方組織：

県内	18団体。
----	-------
- 会員数：

正会員	258名、
準会員	10名、
賛助団体	2団体 (R8.3.31現在)



会旗

(1) 施設の維持・管理（指定管理事業）

【内容】

① 施設の維持・管理業務

- ・ 茨城県立視覚障害者福祉センター・点字図書館の施設（建物）の管理・運営
- ・ 施設設備の保守・点検管理、定期的な清掃等の施設管理、原子力災害避難計画の策定

② 施設利用手続きに関する業務

- ・ 施設の利用に伴う手続き
- ・ 個人情報の保護
- ・ 利用者の苦情解決



(2) 補装具・日常生活用具等（公益事業）

【内容】

- 市町村と契約を結び、補装具の交付、日常生活用具の給付に伴う対象品目の取り扱い。
- 補装具、日常生活用具等に含まれない各種用具、便利グッズ（金銭弁別シート、ドットシールなど）の販売。



日常生活用具

(3) - ① 福祉大会（社会参加促進事業）

① 【全国大会・関東ブロック大会等の開催】

- ・ 日本視覚障害者団体連合に加盟する視覚障害者団体会員等を対象に、記念講演や式典、分科会などを実施。
- 全国大会（福祉大会、青年大会、女性大会）
- 関東ブロック大会
- 茨城県視覚障害者福祉大会



第59回日視連関東ブロック茨城大会

(3) - ② 福祉機器展・スポーツ大会 (社会参加促進事業)

②【福祉機器展の開催】

- 目の見えない方、見えにくい方を対象とした福祉機器の展示会。
- 約2年に1度のペースで開催。



③【スポーツ大会の開催】

- 関東ブロック視覚障害者サウンドテーブルテニス大会。
- 8年に1度の持ち回りで開催。



(4) 同行援護従業者養成研修会 (社会参加促進事業)

【内容】

- 視覚障害者の外出支援及び代読・代筆を行う従業者等を養成する研修会。
- 講義と実技32時間（約5日～6日間）かけて行う。
- 修了者は障害者総合支援法における同行援護事業所の“サービス提供責任者”と“同行援護従業者”の資格を得る。



自動車乗降介助演習

(5) ふれあいサロンの開催 (社会参加促進事業)

【内容】

- 視覚障害者（特に視覚障害になって間もない方）を対象に、当事者間の交流の場として開催。
- 毎月第3土曜日の10時30分～12時まで、視覚障害者福祉センターで開催。
- 事前に申し込む必要はない。
- ベテランの視覚障害者（当協会理事）が中心となって進行し、職員が適宜サポートする。

(6) 点字・録音版選挙公報等の製作 (地域生活支援事業)

【内容】

- ・視覚に障害のある有権者に対し、茨城県選挙管理委員会等からの依頼に基づき、
 - ① 選挙公報（点字版・音声版）の製作
 - 国政選挙や県政選挙等の選挙公報の点字版と音声版を製作し、有権者へ送付。
 - ② 点字候補者名簿の製作
 - 県内約1,400ヶ所ある投票所に備え付ける点字候補者名簿を製作。



点字自動製版機

(7) 陳情・要望活動（本部運営事業）

【内容】

- ・ いばらき自民党や茨城県社会福祉予算対策委員会等に対し、視覚障碍者が抱える諸課題について陳情・要望し、課題解決に向けた活動を行う。

【令和9年度の要望内容】

- ・ 補装具・日常生活用具の基準見直し
- ・ 歩行移動の安全確保
- ・ タクシーや路線バスの運行縮小に対応した移動手段の確保

2) 茨城県立点字図書館

主に、点字図書・録音図書、点字雑誌・録音雑誌の製作・貸出や、点訳奉仕員・朗読（音訳）奉仕員の養成等を行っています。

書庫の様子



(1) 点字・録音図書製作・貸出業務 (指定管理事業)

【内容】

- ・ 選書規程に基づいて選定された本を登録奉仕員に依頼し、点字図書・録音図書を製作。
- ・ 登録された図書は、利用登録者に郵送等の方法により貸し出す。
- ・ 対象： 県内在住の視覚障害者（要登録）。
- ・ 利用時間： 毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。
- ・ 利用料・送料： 無料。
- ・ 貸出数： 原則、1回につき5タイトル以内。
- ・ 貸出期間： 郵送期間を除いて約10日以内。

(2) 点訳・音訳奉仕員養成事業 (指定管理事業)

【内容】

- 点字図書・録音図書を製作する、「点訳奉仕員」・「音訳奉仕員」を養成。
- 視覚障害者福祉、点字・音訳の歴史、点字・音訳の基礎知識、応用技術、分かち書き（点訳）、奉仕員としての心構え等を、約1年かけて学ぶ。
- 一定のレベルに達した者は各奉仕員として登録され、本点訳・音訳を行うことができる。

(3) 点字広報等発行事業（指定管理事業）

【内容】

- 視覚障害者に対して、点字または録音媒体（デージー版、テープ版）により、生活上必要とされる各種情報提供を行う。
- 各種行事案内や点字及び録音図書の新刊情報、週刊誌・月刊誌等の刊行物など。
- 対象は、県内在住の視覚障害者（登録が必要）。



PTR3 PLUS



センスプレイヤー

(4) 点字即時情報ネットワーク事業 (指定管理事業)

【内容】

- ・ 視覚障害者に対して、新聞等による最新情報を、点字・拡大文字・電子メール等の方法により提供する。
- ・ 編集・提供： 日本視覚障害者団体連合（東京）
- ・ 内容：
 - ① 政治・経済・社会情勢に関する情報
 - ② 医療・福祉機器に関する情報
 - ③ スポーツ・文化に関する情報
 - ④ その他、視覚障害関連情報
- ・ 対象は、県内在住の視覚障害者（要登録）。

3) 茨城県立視覚障害者福祉センター

主に、視覚障害者に対する各種相談や歩行・点字訓練などのリハビリテーション、また各種福祉制度や教養講座等の研修会などを行っています。



歩行訓練の様子

(1) 生活相談事業（指定管理事業）

【内容】

- ・ 県内在住・在勤する視覚障害者とその家族等を対象に、日常生活や社会活動で遭遇する諸問題に適切に対応できるよう、専門的な知見から必要な助言を行う。

【令和7年度実施状況】

- ・ 相談件数： 139件
- ・ 相談方法： 来所79件、電話28件、機器展等23件、メール9件。
- ・ 相談者区分： 視覚障害者114件、家族等58件、福祉施設職員・医療従事者・その他が各5件、ほか。
- ・ 相談内容： 用具関係119件、福祉制度関係72件、リハビリ関係30件、ほか。

(2) 中途失明者緊急生活訓練事業 (指定管理事業)

【事業の概要】

- ・ 目 的： 視覚障害により日常生活に支障をきたしている方に対し、技術習得を通してQOLの回復・向上を図る。
- ・ 対 象 者： 県内在住・在勤の視覚障害者。
- ・ 周知方法： 市町村・社協・眼科・保健所等へ通知。HPへのup。
- ・ 申請方法： 市町村障害福祉主管課を経由してセンターへ申し込む。
- ・ 受講者数： 概ね15名程度。
- ・ 訓練形態： 通所・訪問形態による個別指導。
- ・ 受講費用： 無料。ただし、実費負担あり。
- ・ 訓練期間： 令和8年6月～令和9年3月まで。原則1年以内。
- ・ 指導回数： 月2回16回程度（延長・短縮の場合有り）。

◆ 令和7年度中失訓練実績

指導内容	ケース数	延訓練回数	延訓練時間数	備 考
歩行指導	20	182	257.0	
点字指導	5	67	86.0	
TDL指導	2	9	6.0	
情報支援機器指導	9	61	79.0	
相談等	24	77	68.5	
合 計	23	396	496.5	
1 ケース当たりの平均		17.2	21.6	

◆ 歩行訓練士（視覚障害生活訓練指導員）

【実態】

- 日本ライトハウス視覚障害者リハビリテーションセンター（大阪市）と国立身体障害者リハビリテーションセンター学院（埼玉県）で養成。期間は2年。
- 2025年4月現在、歩行訓練を実施する施設は全国で91ヶ所、実働195人。
- 山形県、岩手県、奈良県、和歌山県では訓練士ゼロ。
- 法律上の配置基準がなく、資格化もされていないことから、年々減少傾向にある。
- 訓練士課程を受講する若年者のなり手がおらず、全国的に“訓練士不足”と言われている。

(3) 盲人生活訓練事業（指定管理事業）

【事業の概要】

日常生活上必要とされる諸能力の訓練・指導、社会生活に必要な知識の習得・体験交流、及び教養を高めるための各種事業を開催。

【種類】

- ① 福祉学級
- ② 家庭生活訓練
- ③ 社会生活教室

- 対象は視覚障害者とその家族。
- 参加するには、事前登録が必要。



料理教室の様子

① 福祉学級

【概要】

県内在住の視覚障害者とその家族を対象に、社会生活を営む上で必要とされる知識の習得、及び教養を高めるために各種講演会等を開催。

内 容	開催日	開催場所	参加人数
詩人小泉周二さん トーク&ライブ～詩 と歩んだ人生～	R7.12.3 (水)	土浦市総合福祉会館	22 名 (障害者18名)
黄門さんと水戸学の 街 先人の遺徳・偉 業を次世代に	R8.2.3 (火)	水戸市福祉ボランティア会館	12 名 (障害者9名)
合 計			34 名

② 家庭生活訓練

【概要】

日常生活上の能力の改善を図るために必要な訓練や、生活文化の向上に資する講習会等を開催。

内 容	開催日	開催場所	参加人数
千葉県西部防災センター見学並びに体験	R7.11.17 (月)	千葉県西部防災センター	29 名 (障害者16名)
バス フレグランス フラワー教室	R8.1.18 (日)	茨城県立視覚障害者福祉センター	22 名 (障害者14名)
合 計			51 名

③ 社会生活教室

【概要】

社会生活に必要な知識の習得及び体験交流等の事業を開催。

種 別		開催日	開催場所	参加人数
第14回茨城県視覚障害者サウンドテーブルテニス大会		R7.6.22 (日)	茨城県立盲学校体育館	20 名 (障害者12名)
NTTドコモ・ハーティ講座(iPhone15) 「基本操作体験編」		R7.9.5 (金)	茨城県立視覚障害者福祉センター	11 名 (障害者7名)
第一回iPhone教室	R7.9.9 (火) ~ R7.11.28 (金)	茨城県立視覚障害者福祉センター	9 回	8 名
第二回iPhone教室	R8.2.9 (月) ~ R8.3.3 (火)	茨城県立視覚障害者福祉センター	5 回	3 名
合 計			14 回	42 名

(4) 各種研修会への講師派遣（その他）

【概要】

- ・ 障害者団体やボランティア団体が主催する各種研修会へ専門職員を派遣し、視覚障害者福祉向上のための支援を行う。

期 日	研修（支援）名	主催(依頼)団体	対象者等	参加数
R7.10.19 (日)	令和7年度茨城県盲ろう者向け通訳介助員（現任者）研修会	一般社団法人 茨城県聴覚障害者協会	盲ろう者向け通訳介助員の登録者	25 名
R7.12.10 (水)	令和7年度茨城県盲ろう者向け通訳介助員（新任者）養成研修会	一般社団法人 茨城県聴覚障害者協会	一般ボランティアなど	5 名
R7.12.17 (水)				4 名
R8.1.14 (水)				5 名
R7.12.5 (金)	視覚障害者概論と接し方講座	（公社）茨城県診療放射線技師会	放射線技師、その他医療関係者	8 名
R8.3.11 (水)	音訳研修会	東海村朗読ボランティア「こだま」	朗読ボランティア「こだま」メンバー	12 名
合 計				59 名

(5) 就労支援（雇用管理サポーター）（その他）

【概要】

- 企業等からの相談を受けた独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（茨城障害者職業センター）から、視覚障害者の新規採用や雇用継続のために、“登録サポーターによる支援が必要”と判断された場合、依頼を受けて企業内教育や人的環境整備等の支援を行う。

期 日	業態	援助要請の内容	実施内容
R8.3.3 (火)	ソフトウェア設計 会社	事前調整会議① （会社側）	新人研修開催における事前調整 （会社・職業センター・職安）
R8.3.24 (火)	ソフトウェア設計 会社	事前調整会議② （視覚障碍当事 者）	新人研修開催における事前調整 （会社・職業センター・視覚障碍 当事者）
合 計			

(6) バリアフリー支援（その他）

【概要】

- 道路管理者や各自治体等から、視覚障害者支援装置の適切な設置に関する相談・支援を行う。
- 令和7年度は視覚障碍当事者の方の協力を得て、「交差点模型触察ヒアリング調査」（国総研主催）への協力を実施。
- 上記調査結果を基に、歩行訓練士の立場から専門的な意見を述べた。

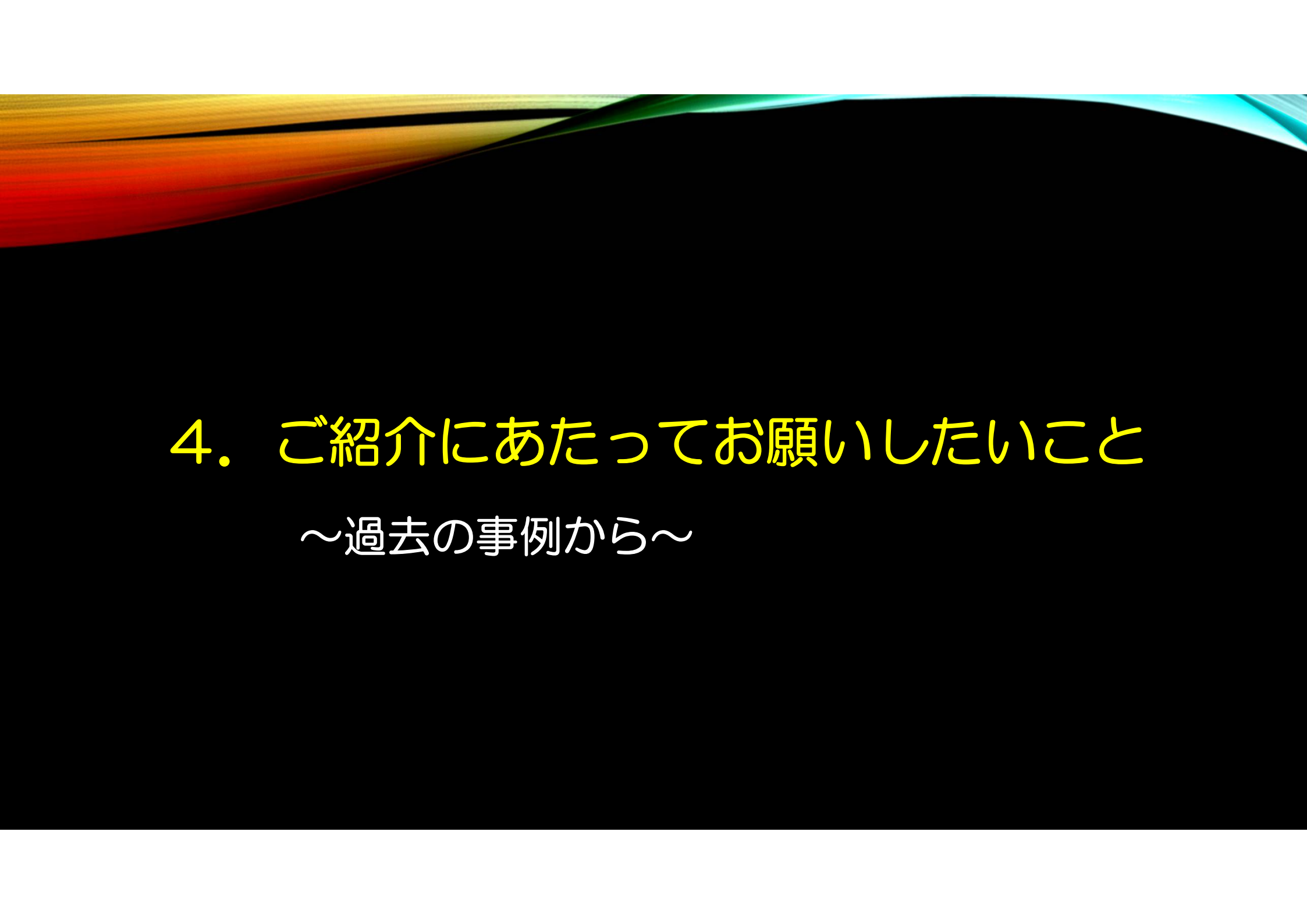


鉄道駅利用調査の様子

(7) 盲学校支援（その他）

【概要】

- ① 歩行指導に係る教員への指導・助言
 - 盲学校教員に対し、歩行指導力向上を目的とした歩行訓練士派遣（個別スーパーバイズとグループワーク）。
- ② 盲学校生徒の作業学習・就労体験の受け入れ
 - 生徒の卒業後の職業生活に向けた作業学習受け入れ。
 - 社会人として必要な習慣や対応などを身に付けるための現場実習。
- ③ ロービジョン機器相談会への職員派遣
 - 個別相談と機器（白杖）展示会への協力。



4. ご紹介にあたってお願いしたいこと

～過去の事例から～

1. まずは、電話等で事前に連絡するようお願いください。

- 「訪問指導に出かける直前に、突然ご相談にいらっしゃったため、担当者が対応できなかった。」
 - 「〇〇時から会議が入っていたため、相談の時間が十分に取れなかった。」
- 簡便な相談ならば予約がなくとも対応できる場合もありますが、例えば、①今後の生活のこと、②福祉制度（障害福祉・介護保険等）に関すること、③白杖の選定やリハビリテーションに関すること等は担当者が不在だと、対応できません。
- 必ず事前にお電話（相談の予約）するようお願いください。

2. 当センターの概要や紹介した理由を当事者の方にお伝えください。

- 「『視覚障害者福祉センターに行ってみて』と案内されたが、どんな場所か説明されなかった。」
 - 「視覚障害者福祉センターをご紹介した方が良いかな？」と思いご案内したのだが、Aさん自身は何を聞いたら良いのか分からずに来所された。
- その方のどのような主訴（又はニーズ）があったから、当センターをご紹介されたのか、直接担当者にお伝えいただくか、相談者自身にしっかりとお伝えください。

3. 可能な範囲で相談者の状況を教えてください。

- 「視力はどのくらいありますか？ 足元は見えにくくないですか？ どちらにお住まいですか？ どのようなことにお困りですか？ ××はどうされていますか？ etc…」

【前もって分かっていたら、ありがたいこと】

- 相談者の基礎情報（氏名、年齢、住所、視力・視野、眼疾患名、手帳等級、医療状況、相談の目的等）
- 紹介者の情報（医療機関名、担当者名、連絡先、紹介者の意見等）
- 必ずご本人の同意を得たうえで、情報提供いただければ、大変助かります。



ご清聴ありがとうございました